

食安監発0501第2号
平成26年5月1日

各 検 疫 所 長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課長
(公 印 省 略)

オーストラリア産牛肉等の取扱いについて

BSE未発生国からの牛肉等の輸入については、「輸入牛肉等の安全確保について」平成16年7月30日付け食安監発第0730003号（最終改正：平成25年12月2日付け食安監発1202第2号）により取り扱っているところです。

今般、オーストラリアとの協議の結果、オーストラリア産牛肉に対する取扱いを下記のとおり定めたことから、その運用に遺漏のないようお願いします。

記

1 対象品目

オーストラリア政府農業省から認定された施設において、本日以降、とさつ、解体、分割又は細切された30か月齢以下の牛に由来する脊柱を含む牛肉。

2 衛生証明書

衛生証明書中の「詳細説明」欄に「LT30」と記載されているものについては、別途連絡する施設において処理されたものであることを確認すること。

3 措置

1の製品であって2を満たすものについては、輸入を認めて差し支えない。なお、これ以外の場合にあつては、引き続き、平成16年7月30日付け食安監発第0730003号「輸入牛肉等の安全確保について」に基づき、輸入を控えるよう輸入業者へ指導方よろしくお願いします。